平成２５年（フ）第１３２０号
京都市北区大宮一ノ井町28番地２
債務者　角谷　悦代
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２６号
京都府木津川市木津宮ノ裏14番地１
債務者　渡邉　伸二
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２７号
京都市左京区静市静原町582番地１　社会福祉法人松光会指定介護老人福祉施設静原寮、住民票上の住所京都市左京区岩倉上蔵町54番地　岩倉団地３―503号
債務者　太田　昭子
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３３号
京都市伏見区深草西出町58番地
債務者　橋本　賢治
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９１２号
大阪府松原市南新町１丁目５番16号　坂口文化北棟106号、前住所大阪府松原市天美我堂５丁目８番30号
債務者　橋本　秀一
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９２９号
堺市南区高倉台１丁３番２―1106号
債務者　Ｄｅａｒｎｅｓｓ　Ａｒｔ　ｏｆ　Ｈａｉｒこと　河上　忠雄
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７７号
堺市西区浜寺元町５丁780番地30
債務者　小谷　　透
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７８号
堺市西区浜寺元町５丁780番地30
債務者　小谷　妙恵
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１１０号
堺市東区北野田231番地５
債務者　藤原　チヨ
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１１３号
大阪府藤井寺市藤ケ丘２丁目11番18号
債務者　松尾　弘政
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
福岡県大牟田市大字吉野1770番地７　倉永ハイツ302号
債務者　藤本賢一郎
１　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３８号
福岡県行橋市大字元永590番地３
債務者　坪井　優子
１　決定年月日時　平成25年12月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
福岡県築上郡築上町大字宇留津290番地
債務者　河野知恵子
１　決定年月日時　平成25年12月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
北海道岩見沢市４条西９丁目６番地　パールコートⅠ136号
債務者　大谷　睦美
１　決定年月日時　平成25年12月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１３１号
北海道室蘭市高砂町１丁目11番２号
債務者　三門とも子
１　決定年月日時　平成25年12月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
福島県会津若松市大町１丁目８番19号、前住所福島県会津若松市栄町７番49号
債務者　伊藤　幸治
１　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
静岡県富士市厚原1136番地の10
債務者　鈴木　桃子
１　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５０５号
大阪府岸和田市土生町５丁目１番７―103号、前住所大阪府貝塚市小瀬428番地１　川崎ハイツＡ号
債務者　谷　　潤一
１　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係